

横浜三育小学校 いじめ等防止基本方針（抜粋）

2023年7月改訂

# 横浜三育小学校 いじめ等防止基本方針（抜粋）

2023年7月改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、いじめを行う児童も含め、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、キリスト教教育の精神に則り、いじめの防止に努めると共に、いじめの早期発見や、本校の児童がいじめを受けていると思われる場合は適切かつ迅速に対応する。

本基本方針は、この目的を達成し、学校、家庭、その他の関係者が連携して児童の尊厳を守るために策定するものである。

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、本校児童等に対して、本校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（いじめ防止対策推進法第二条1項より）

## 2. いじめ等防止対策委員会の設置

（趣旨）

いじめは、いつでも、どの学級でも起こりうるものであるという認識の下、その防止等の対策を実効的に行うため、「いじめ等防止対策委員会」を設置する。

（構成）

校長、副校長、教頭、関係する学級担任、その他の教職員で構成し、必要に応じて専門家である学校スクールカウンセラーやチャプレン（学校付き牧師）等の参加を求める。

（運営）

いじめ防止対策委員会を常設。週一回、定期的を開催する。また、いじめの疑いがあった時点で、直ちに同委員会を開催するものとする。責任者である校長は、学校として組織的に対応方針を決定する。また、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行うものとする。

## 3. いじめ等の未然防止

いじめ等は、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものであることを踏まえ、横浜三育小学校の校訓である「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい。」の精神に基づき、児童一人ひとりが認められ、互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。

授業においては、児童が自ら学習に向かう姿勢、心構えを育てることで、学習に対する達成感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。また、周りに流されず、正しい行動ができる児童を育てる。

### (1)キリスト教教育

キリスト教を規範とし、神様に感謝すること、周りの人や自分自身が神様から愛される存在であるとの認識を持ち、互いに思いやる心情やそれに伴う行動が出来る児童を育てる。

### (2)いじめ等を防止するソーシャルスキルの育成

相手を理解し大切にしながら人との関係を作り、みんなが納得できる問題解決をはかるスキルを育成する授業を年間計画の中に組み込む

#### 4. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候でも、いじめの疑いをもって、積極的に認知するため、早期発見の取り組みを行う。

- (1)いじめに関する情報については、些細なことも含め教職員全体で情報を共有する。
- (2)いじめの早期発見のため、いじめに関する定期的な調査、子どもとの面談などを通して子どもたちの困りごとの把握に努める。
- (3)在籍する児童に関し、いじめの疑いがある場合は、「いじめ等防止対策委員会」を中心として事実の有無の確認等を迅速に行う。
- (4)スクールカウンセラーを定期的に、常駐させることで、児童及び保護者が相談できる体制を設ける。
- (5)いじめの定義理解を含む教職員への研修
- (6)日常的に児童の様子についての情報の共有化を図り、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりや職場環境を構築する。

#### 5. いじめへの対処

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。教職員は、担任や一部の教職員で抱えることなく、直ちにすべていじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の迅速・組織的な対応につなげる。

下記のように対応する。

- (1) 被害児童及びその保護者には心に寄り添った支援、加害児童及び保護者への指導・支援を継続的に行う。
- (2)被害児童又は加害児童を別室で学習させるなど、安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。
- (3)いじめをやめさせ、再発を防止するため、加害児童に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。
- (4)被害児童の保護者と、加害児童の保護者の間に争いが起きることの無いように、当該いじめに関わる情報をこれらの保護者と共有するための措置等を講ずる。
- (5)法に規定される重大事態が生じた場合、当該事態に対応するための特別委員会を設置し、真摯に対応する。
  - ・事実関係を明確にするための調査の実施、分析
  - ・発生時、及び調査結果について、学校設置者及び神奈川県（学事振興課）への報告
  - ・学校設置者及び神奈川県（学事振興課）と連携・協力して必要な対応を行う。

#### 6. いじめの解消

いじめが解消しているとは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

#### 7. 教職員への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の「人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修や、法の確実な運用を行うための研修等を行う。

## 8. 主な取り組みの年間計画

	学校の主な取り組み	児童（保護者）
1 学期	基本方針の確認、基本の対策の確認 学校の状況確認、児童の実態確認 児童面談・アンケートのまとめ（個に応じた対応） 学校・児童実態の共通理解	新年度準備教師会 いじめアンケート 担任・カウンセラーとの面談 （個人面談）
2 学期	教師研修 休業明けの学校状況・児童の実態共通理解 児童理解（個に応じた対応）  アンケートのまとめ 子ども面談 学校・児童実態の共通理解	教師会 担任・カウンセラー いじめアンケート  担任・カウンセラーとの面談 （個人面談）
3 学期	休業明けの学校状況・児童の実態共通理解 児童理解（個に応じた対応）  次年度へ向けての引継ぎ	教師会 担任・カウンセラー いじめアンケート

## 9. 重大事態への対処

重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項）

- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）
- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）

発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに学校設置者に報告する。

## 10. 基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、定期的に本基本方針を検証・評価し、必要に応じて見直しや改訂を行う。

### ●いじめなどの相談先

担任や担任以外の話しやすい先生・・・随時

チャプレン（学校付き牧師）・・・電話で予約

カウンセラー・・・学校での面接予約、オンライン相談も可

公的機関・・・0570-0-78310「24時間いじめ相談ダイヤル（文科省）」

0120-007-110「子どもの人権 110 番（法務局）」

0120-45-7867「ユーステレホンコーナー（県警）」

0120-433-339「よこはまチャイルドライン（月・水・木 16 時～21 時）」

0120-99-7777「全国どこかのチャイルドラインにつながる（毎日 16～21 時）」

045-211-7703「こどもお悩みダイヤル（県弁護士会）」